

大和市告示第45号

大和市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月17日

大和市長 大 木 哲

大和市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市臨時福祉給付金支給事業実施要綱（平成26年大和市告示第126号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業実施要綱

第4条中「3,000円」を「15,000円」に改める。

第5条中「平成28年8月16日から同年12月28日」を「平成29年3月17日から同年8月31日」に改め、同条ただし書中「平成29年2月28日」を「平成30年2月28日」に改める。

第6条中「大和市臨時福祉給付金及び大和市障害・遺族基礎年金受給者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金申請書」を「大和市臨時福祉給付金（経済対策分）申請書」に、「施設入所等児童等用臨時福祉給付金及び障害・遺族基礎年金受給者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金申請書（請求書）」を「施設入所等児童等用臨時福祉給付金（経済対策分）申請書（請求書）」に改める。

別表様式の名称の欄を次のように改める。

様式の名称
大和市臨時福祉給付金（経済対策分）申請書
施設入所等児童等用臨時福祉給付金（経済対策分）申請書（請求書）
大和市臨時福祉給付金支給決定通知書兼支給済通知書
大和市臨時福祉給付金支給決定通知書兼現金支払通知書
大和市臨時福祉給付金不支給決定通知書
大和市臨時福祉給付金等支給決定取消通知書兼返還通知書

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。